

分会情報

J R 東海労大阪仕業検査車両所分会
No.79 2013.11.3
発行責任者 柿本 克彦
編集責任者 教 宣 部

浦谷さん、椴木さん、山嶋さん、村上さん！ 府労委で堂々と証言！！

**ボーナスカット理由を掲示しても職場規律が乱れたことはない！
管理者の指導が困難になった事実もない！**

10月30日、15時から大阪府労働委員会で、浦谷幸二さん（大二運分会）、椴木邦二さん（地区分会）、山嶋信二さん（大一運分会）、村上正勝さん（名両分会）が「会社による不当な掲示物撤去」等に対して申し立てた事件の第2回審問の証人として堂々と証言されました。

この審問に各分会や静岡から40名にも及ぶ大勢の仲間が結集し、4名の証人を激励しながら共に闘いました。

各証人は、ボーナスカット理由を掲示したことで「管理者と社員との間で軋轢が生じた事実はない」、「他労組組合員から掲示したことがおかしいと聞いたことはない」、「掲示を見た他労組組合員が苦情申告を躊躇するようなことはない」こと等を具体的に証言し、会社の主張に堂々と反論しました。

さらに「ボーナスカットは会社の恣意的な考えで容易にできる。ボーナスカットで誰でも60歳以降、追放できた。60歳の再就職に不安があった中で、ボーナスカットをさせないために掲示掲出を取り組みました。」と証言しました。

さらに、掲示物撤去について「これまで幾度となく最高裁で不当労働行為が認定されているにもかかわらず、司法の判断を無視して不当労働行為を繰り返すことは、司法の判断を冒瀆するものであります。」と証言し公正な判断を求めました。

会社側の反対尋問は些細な事しか聞けず、4名の仲間は明確に反撃の証言を行いました。

審問終了後、報告会を行い、4名の証人と尋問役を担った4名の仲間の労をねぎらいました。結集されたすべての皆さん、大変お疲れ様でした。

次回、第3回審問は11月28日、15時からです。

証人は三田憲一さん(地本執行委員)、加藤光典さん(本部執行委員)の2名の主、反尋問があります。

皆さん！府労委に集まり、証人と共に闘っていきましょう！！